



**EY**

Building a better  
working world

2020 年 5 月

税務アドバイザリーサービス

## タックススポットライト

COVID-19が税関政策に与える影響

本号の要点:

COVID-19 の影響下における税関政策に関するよくあるご質問(FAQ)

**質問 1:** ベトナム政府は、COVID-19への対策として、税関に関する救済措置等の具体的な政策を発行しましたか。

回答:

ベトナムの首相は、2020年3月4日付首相指示11/CT-TTg号を発行し、すべての省庁に対し、COVID-19が企業に与える影響を緩和するための救済措置を検討および発行するよう指示しました。特に税関政策については、首相は以下の通りの内容を実施するよう指示しました：

- ▶ 通関上の法令違反の兆候がない企業に対する税関事後調査の延期
- ▶ COVID-19の影響を受けた企業の通関手続の簡素化(通関手続、関税還付の迅速化等の対策を含む)
- ▶ 新たな税関政策の導入、または税関政策改正の促進
- ▶ 輸出市場の多様化、および2020年半ばに発行が予定されているEU・ベトナム自由貿易協定(EVFTA)の活用に向けた準備

首相の指示に応じて、税関当局はいくつかの対策を講じました：

- ▶ 税関事後調査の年間計画を延期するために必要な変更の実施
- ▶ COVID-19のパンデミック下において、企業の通関手続の遅延を回避するために、税関職員を積極的に動員
- ▶ 企業の輸出入活動を監視し、重大な問題が発生した場合には、速やかにガイダンスを得るために上位の税関当局に報告

**質問 2:** COVID-19パンデミックは企業の輸出活動に関する政策に影響を与えますか。

回答:

COVID-19に立ち向かうために、ベトナム政府は当初、医療用マスク、コメ、および特定の薬品を含むいくつかの必需品に対し、輸出制限を適用しました。企業はそれらの製品を輸出するために輸出ライセンスを取得する必要があり、COVID-19の影響を受けた国にのみ輸出が認められていました。

COVID-19に関するベトナムでの状況改善を考慮し、現在、政府は基本的に医療用マスクとコメの輸出制限を解除しており、企業は通常通りに輸出できるようになりました。

しかしながら、特定の薬品は依然として輸出を制限されているため、企業は輸出する前に最新の規則を確認する必要があります。

### 質問 3: COVID-19 の影響下においても、すべての通関手続をオンラインで実施できますか。

回答:

COVID-19 の影響下においても、企業はすべての通関手続をオンラインで実施することができます。社会的距離の確保(「ソーシャル・ディスタンシング」)の一環として、税関総局(GDC)は全ての地方税関当局に電子通関(e-customs)システムの安定性を高め、企業の支援にあたる税関職員を配置するよう指示しました。我々の観察では、通関業務は円滑に行われており、大幅な遅延は見受けられません。

しかしながら、たとえば、輸入者が関税評価にかかる事前照会のため税関職員と面会する必要がある場合や、実地検査に出席する必要がある場合等、通関手続に関連する課題も残っています。状況によっては、そのような手続の延期または免除を要求できる可能性はありますが、税関当局の承認と裁量によるものであることにご留意ください。

### 質問 4: 潜在的な税関上の法令違反や当局からの指摘事項に対する説明をするにあたり企業が利用できるレギュレーションはありますか。

回答:

一般的に、「非常事態」、「正当防衛」、「想定外の事象」、または「不可抗力」による違反は、規定により、罰金、罰則等の違反措置から免除されることがあります。COVID-19 は不可抗力事由とみなされる可能性があるため、企業は、個々の場合に応じて、免責措置の適用を検討することができますが、免責の可否については、当局によりケースバイケースの検討が行われます。

COVID-19 の影響下において、企業は次のような典型的な通関の課題に直面する可能性があります: 通関書類(請求書、原産地証明書(C/O)等)が配送中に紛失すること; 関税を支払うためのキャッシュフローの不足; 社会的距離の確保または会社の方針により、税関当局との直接の面会が禁止されること等。

明確なガイダンスは発行されていませんが、弊社の経験と事例に基づくと、企業は以下の選択肢を検討することができます。

- ▶ C/O の提出猶予申請を行い(通常の C/O の提出期限は 30 日以内)、一年以内に別途提出することを宣誓すること。これは自由貿易協定(FTA)において認められています。税関当局もそのプロセスを正式化するための政策草案を作成しています。
- ▶ 関税評価について事前に照会を行い、以降の同様の出荷においては、初回の事前照会で得た回答内容に基づく取り扱いを適用するよう依頼すること。
- ▶ 銀行保証を利用することにより、関税の納付を延期(最大 30 日)すること。

**質問 5: COVID-19 による影響を受けた企業は、関税の還付・免除を申請することはできますか。**

**回答:**

輸入貨物が COVID-19 により破損した場合等、COVID-19 による実際の損害があることを証明できない限り、企業が輸入品または輸出品の関税の免除または還付を求めるることは現実的ではありません。これまでにそのような事例はありませんが、税関当局によりケースバイケースの検討が行われます。

**質問 6: COVID-19 パンデミックは、2020 年の税関事後調査の計画に影響を与えますか。**

**回答:**

COVID-19 パンデミックは、2020 年の税関事後調査の計画に影響を与えます。税関事後調査が延期される可能性が高く、一部は翌年以降に延期される可能性があります。短期的には、通関の法令違反の兆候がある企業(たとえば、過去 12 ヶ月間に行政上のペナルティが課されている、または輸入価格の急激な変化が見られる企業等)のみを対象に税関事後調査を行うとしています。

税関当局の判断によると思われるため、税関事後調査の計画からどの企業が除外される可能性があるかは依然として定かではありません。したがって、「ソーシャル・ディスタンシング」の期間を利用して、できる限り関税評価等を点検し、税関に関する問題を改善することを推奨します。

**質問 7: COVID-19 パンデミック下におけるキャッシュフローを改善するために、企業はどうのような選択肢を検討できますか。**

**回答:**

短期的には、企業は政令 41/2020/ND-CP 号に従って、国内の VAT 支払いについて、5 ヶ月間の延期を申請することができます。再輸出のために輸入された商品の場合(輸入した際に関税の免除を利用しなかった場合)、企業は関税の還付を要求することができます。還付は税関当局にできる限り早く要求すべきです。COVID-19 パンデミック下において、首相指示に従い、当局は迅速に処理することになっています。

長期的には、個別の状況に応じて、企業は以下の対策を検討することができます：

1. 自由貿易協定(FTA)を利用して、輸入品に特恵税率を適用し、輸出製品にベトナム原産地証明を申請することで、海外市場での製品の競争力を高める。

現在までに、ベトナムは以下を含む 13 の FTA を締結しています：

- ▶ ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)
- ▶ ASEAN-中国自由貿易協定(ACFTA)
- ▶ ASEAN-日本自由貿易協定(AJFTA)
- ▶ ASEAN-韓国自由貿易協定(AKFTA)
- ▶ ASEAN-インド自由貿易協定(AIFTA)
- ▶ ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)
- ▶ ASEAN-香港-中国自由貿易協定(AHKFTA)
- ▶ 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)
- ▶ ベトナム-日本自由貿易協定(VJFTA)
- ▶ ベトナム-韓国自由貿易協定(VKFTA)
- ▶ ベトナム-チリ自由貿易協定(VCFTA)
- ▶ ベトナム-ユーラシア経済連合(アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア)の自由貿易協定
- ▶ ベトナム-EU 自由貿易協定(EVFTA)（未発行）

EVFTA は 2020 年 7 月に発行される予定です。企業が検討すべき準備は以下の通りです：

- ▶ EVFTA の活用可能性と関連手続を調査するために、EU のサプライヤーや顧客と密接に連絡を取ること。
- ▶ EVFTA を利用するために、所管官庁からのガイダンスを調査し、最新情報を入手すること。
- ▶ 製造およびサプライチェーン(たとえば：原料原産地、管理委員会等)を見直し、EVFTA の適用条件を満たすかを確認すること。

上記に加えて、交渉中の FTA は以下の通りです：

- ▶ ASEAN 諸国、オーストラリア、中国、日本、ニュージーランド、韓国、インドを含む東アジア地域包括的経済連携(RCEP)
- ▶ ベトナム-欧州自由貿易連合(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)自由貿易協定
- ▶ ベトナム-イスラエル自由貿易協定

2. 貿易データにデータアナリティクスを適用して、異常値の検出と現金節約の機会を特定(たとえば、物流費、特惠税率、より有利な HS コードの適用等)。
3. ビジネスマodel 変更の検討(たとえば、製造会社の場合、会社形態を国内会社から輸出加工企業(EPE)に変更する;貿易会社の場合、フランシュセールを実行するなど)。

**質問 8: その他に考慮すべき留意事項はありますか。**

**回答:**

COVID-19 パンデミックを受けて、いくつかの教訓があります。

- ▶ 製造・供給を多様化すべきであること;
- ▶ 販売を多様化すべきであること;
- ▶ 販売モデルにオンラインチャネルを含めるべきであること;

企業がどのような対策を選択するかにかかわらず、それぞれ異なる税務と通関の取り扱いが生じます。たとえば、オンラインでの販売において、販売時点で税務上の売上が適時に記録されない場合、フランシュセールを行う場合、または、適切な通関手続や証憑なしにトランシップ(積み替え)を実施する場合等、あらゆる状況における税務・通関上の影響を再検討するすることが推奨されます。

## Contact

Please contact the below EY professionals from EY Consulting Vietnam Joint Stock Company for more information on this update or the Tax Advisory Services.

### Ha Noi Office

**Huong Vu**  
huong.vu@vn.ey.com

Partner

**Trang Pham**  
trang.pham@vn.ey.com

Partner

**Huyen Nguyen**  
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

Partner

**Nhung Nguyen**  
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

Associate Partner

### Japanese Business Services

**Junichi Harada**  
junichi.harada@vn.ey.com

Associate Director

### Korean Business Services

**Kyung Hoon Han**  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Associate Director

### Ho Chi Minh Office

**Robert King**  
robert.m.king@vn.ey.com

Partner

**Thinh Xuan Than**  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Partner

**Phat Tan Nguyen**  
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Partner

**Thy Anh Huynh**  
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Partner

**Anh Kim Ngo**  
anh.kim.ngo@vn.ey.com

Partner

**Anh Tuan Thach**  
anh.tuan.thach@vn.ey.com

Partner

**Michael Bruno Beckman**  
michael.beckman@vn.ey.com

Partner

### Japanese Business Services

**Takahisa Onose**  
takahisa.onose@vn.ey.com

Partner

### Korean Business Services

**Cheon Ju Lee**  
cheon.ju.lee@vn.ey.com

Director

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](#). For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.  
All Rights Reserved.

APAC No. 16080501  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](#)